別記様式例第２号

|  |  |
| --- | --- |
| 水稲うるち玄米ＤＮＡ分析実施規程記載事項（例） | 作成のポイント |
| 水稲うるち玄米ＤＮＡ分析実施規程（地域登録検査機関名） |  |
| １　目的　　水稲うるち玄米のＤＮＡ分析（以下「ＤＮＡ分析」という。）は、検査対象品種に異品種の混入が視覚により認められた場合又は異品種の混入の有無が視覚により判断できない場合において、異品種の混入率を確認するために行うものとする。 | （※業務規程に盛り込む場合）　１　目的　の前に「農産物検査における産地品種銘柄に係るＤＮＡ分析の実施について、農産物検査業務規程第○条に基づき、次のとおり定める。」と記載する。（１　目的）　検査請求者が、農産物検査の受検を中止する場合又は産地品種銘柄証明を受けずに等級検査のみを求めた場合には、ＤＮＡ分析を行わない旨を明確に記載することも可。 |
| ２　ＤＮＡ分析機関の選定　　ＤＮＡ分析機関の選定に当たっては、ＤＮＡ分析を迅速に実施することができ、かつ、その判別結果に高い信頼性を有する分析機関を選定するものとする。 |  |
| ３　ＤＮＡ分析管理簿の整理　　検査請求者から別記様式○号によるＤＮＡ分析同意書の提出があったときは、別記様式○号のＤＮＡ分析管理簿へ整理するものとする。　　なお、本会は、検査請求者に対し、ＤＮＡ分析に要する日数、費用及び支払方法その他必要な事項を説明するものとする。 | （３　ＤＮＡ分析管理簿の整理）　ＤＮＡ分析の管理簿様式を定めていること。　なお、管理簿には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。　(1)　検査請求者の同意年月日　(2)　請求者氏名又は名称　(3)　農産物の種類、品種、生産年度、包装、量目、数量　(4)　分析試料の発送日　(5)　分析結果の受理日　(6)　分析結果　(7)　銘柄証明年月日 |
| ４　ＤＮＡ分析試料の採取　　ＤＮＡ分析を行う試料（以下「ＤＮＡ分析試料」という。）は農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知）別紙７成分検査の実施マニュアルのⅠの第１に準じて採取を行うものとする。なお、品位等検査のために採取した試料がある場合は、当該試料をＤＮＡ分析試料とする。 | （４　ＤＮＡ分析試料の採取）　成分検査の実施マニュアル（抜粋）１　包装されている国内産農産物の抽出　(1)麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋に包装されたものについては、穀刺を用いて、1個体当たり試料約40gを採取する。　(2)大規模乾燥調製貯蔵施設等において調整され、又は貯蔵された状態から直接包装された物については、包装されていない状態のものを受検ロットとし、オートサンプラーにより当該受検ロットの10,000分の1以上の量を無作為に抽出したものから試料を採取することができる。(3)(1)の受検ロットの搬入が複数日の場合、それぞれの検査日の試料採取のための抽出個数を配分する。(4)(1)により試料採取後も規定の正味重量が確保できるよう、検査請求者に対し指導を行う。(5)受検ロットが、農産物規格規定第１の２の(３)のロの　(ホ)に規程するフレキシブルコンテナバッグ（以下　「玄米用フレキシブルコンテナバッグ」という。）に包装されたものである場合は、次により等間隔に等量ずつ試料を採取する。　　ア　オートサンプラーにより採取する場合は、受検ロットの10,000分の1以上を採取する。　　イ　オートサンプラーにより採取しない場合は、小型二重管穀刺を用いて、5ヵ所から、1刺について、約200g採取する。この場合は、試料採取位置及び層が特定の部位に偏ることのないよう配慮した上、採取する。また、玄米用フレキシブルコンテナバッグの封印を切断して試料を採取したときは、検査請求者は品位等検査に準じて再度封印を行う。２　包装されていない国内産農産物の抽出　(1)受検ロットから、次により等間隔に等量ずつ試料を採取する。　ア　大規模乾燥調製貯蔵施設等の場合は、オートサンプラー又は試料採取器により、受検ロットの重量の10,000分の1以上を採取する。　イ　受検ロットがフレコンで、オートサンプラー又は試料採取器により採取する場合は、受検ロットの重量の10,000分の1以上を採取する。　ウ　受検ロットがフレコンで、オートサンプラー又は試料採取器により採取しない場合は、小型二重管穀刺を用いて、5ヵ所から、1刺につき約200g採取する。 |
| ５　ＤＮＡ分析試料を採取した検査荷口の保管　　４によりＤＮＡ分析試料を採取した検査荷口は、ＤＮＡ分析結果を踏まえた銘柄検査が終了するまでの間、本会が適切に保管するものとする。 |  |
| ６　ＤＮＡ分析結果の検査請求者への連絡および保管　　ＤＮＡ分析機関から、ＤＮＡ分析結果の通知があったときは、検査請求者に分析結果の通知の写しを送付するものとする。また、正本は本会において保管するものとする。 |  |
| ７　ＤＮＡ分析に要する費用　　ＤＮＡ分析に要する費用については、業務規程に定める検査手数料とは別に、検査請求者に求めることができるものとする。 |  |
| 制　　定　平成○○年○月○日一部改正　平成○○年○月○日 |  |
| 別記様式（ＤＮＡ分析同意書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＤＮＡ分析同意書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 年産 | 品種 | 包装 | 量目 | 数量 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

上記について、ＤＮＡ分析を行うことに同意します。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　請求者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名又は名称（登録検査機関）名称　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　殿 |

 |  |
| （ＤＮＡ分析管理簿）

|  |
| --- |
|  |

 |  |
|  |  |